

令和7年度前橋市ふるさと納税支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の趣旨・目的

本業務は、ふるさと納税に係る業務の全般（ふるさと納税ポータルサイトの管理運営、寄附情報の管理、返礼品の発注及び配送管理、効果的なプロモーションの実施等）を民間事業者に委託することにより、業務の効率化、ふるさと納税の寄附額の増加、本市の魅力向上と発信、地元産業の更なる発展を図ることを目的とします。

2 業務の内容・概要

(1) 業務名

令和7年度前橋市ふるさと納税支援業務

(2) 業務内容

別紙「令和7年度前橋市ふるさと納税支援業務仕様書」のとおり

3 予算額（上限額）

別紙「令和7年度前橋市ふるさと納税支援業務仕様書」4の(1)に記載のポータルサイトを經由して得た寄附額の5%（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を予算の上限額とします。

※ただし、令和7年度予算について、市議会で可決されなかった場合は、業務委託を実施しない場合があります。

4 契約期間・履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たし、業務を安定的・円滑に実施できるものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 本市の令和6・7年度の物品・役務等業務競争入札参加資格審査において、資格の認定を受けていること。

なお、公募受付開始時において当該資格を有しない場合は、下記の書類を提出すること。

- ア) 直近の決算に係る財務諸表（直近2か年度分）
- イ) 登記事項証明書の写し ※申請日以前3ヶ月以内の証明日のもの
- ウ) 下記納税証明書の写し ※申請日以前3ヶ月以内の証明日のもの
 - ①国税
 - ②本店所在地における都道府県税、市町村税

※支店等が入札及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税

- (4) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (5) 前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中ではないこと。または、指名停止措置要件に該当する行為を行っていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。
- (7) 過去5年間において、地方公共団体が発注した本業務と同種の業務実績があること。
- (8) 令和7年5月31日までに本市内に営業所を設け、常勤職員（アルバイト・パートを除く）の1名以上の配置が可能であること。

6 スケジュール

プロポーザル公告日 実施要領・仕様書公表日	令和7年2月12日（水）
質問受付期間	令和7年2月12日（水）から 令和7年2月17日（月）正午まで（必着）
質問回答期限	令和7年2月19日（水）
応募申込期間	令和7年2月12日（水）から 令和7年2月20日（木）午後5時まで（必着）
企画提案書等の提出期間	令和7年2月26日（水）から 令和7年3月4日（火）まで（必着）
プレゼンテーション・ヒアリング 審査実施日	令和7年3月6日（木）（予定）
審査結果通知日	令和7年3月11日（火）
契約締結、業務開始日	令和7年4月1日（火）

※各提出物を持参する場合には、土日祝日を除く午前9時から午後5時の間で受け付けます。

7 質問受付及び回答

- (1) 質問受付期間
令和7年2月12日（水）から令和7年2月17日（月）正午まで（必着）
- (2) 質問様式
別紙質問票様式のとおり

(3) 提出方法

メールで提出し、提出後に受信確認の電話をすること

(4) 提出先

要領中 13 番に記載のとおり

(5) 回答方法

令和 7 年 2 月 19 日 (水) までに応募のあった事業者すべてにメールで回答するとともに、前橋市ホームページに掲載します。

8 応募の手続き等

「5 応募資格」をすべて満たすもので本プロポーザルに応募するものは、次のとおり応募申請書及び企画提案書を提出してください。

(1) 応募申込について

① 受付期間

令和 7 年 2 月 12 日 (水) から令和 7 年 2 月 20 日 (木) 午後 5 時まで (必着)

② 提出書類

- ・応募申請書 (別紙様式)
- ・業務実施体制申告書 (別紙様式)
- ・誓約書 (別紙様式)
- ・法人定款の写し

※市の入札参加資格を有していない場合は「5 応募資格」に記載の必要書類も併せて提出すること

③ 提出方法

持参または郵送で提出すること

④ 提出先

要領中 13 番に記載のとおり

⑤ 参加資格の確認

提出された書類をもとに、参加資格を確認し、令和 7 年 2 月 25 日 (火) までに結果をメールにて通知します。

参加資格を有する事業者は、下記のとおり企画提案書等の提出をお願いします。

(2) 企画提案書について

① 受付期間

令和 7 年 2 月 26 日 (水) から令和 7 年 3 月 4 日 (火) まで (必着)

② 提出書類

- ・企画提案書
- ・業務行程表
- ・見積書

※提案書類については、令和 7 年度前橋市ふるさと納税支援業務仕様書の内容を履行することが確認できるものとします。

※様式はいずれも任意とします。ただし、サイズはA4版の両面印刷とし、やむをえずA3版を使用する場合はA4サイズに折り込んでください。

左綴じ7部を作成してください。

なお、作成した事業者名が特定できる内容の記述をしないでください。

③ 提出方法

製本したものを持参または郵送で提出するとともに、データをメールで提出すること（データ形式はPDFファイルとし、3MB以下としてください。3MBを超える場合には、別途送付用リンクを案内します）

④ 提出先

要領中13番に記載のとおり

9 審査

提出された書類内容及び企画提案に関するプレゼンテーションとヒアリングにより、最も優れた企画提案をした事業者を契約の優先交渉者として決定し、交渉を行います。

(1) プレゼンテーション・ヒアリング審査

① 実施日

令和7年3月6日（木）（予定）

※正式な実施日等の詳細は後日メールにてお知らせします。

※公平性の観点からプレゼンテーションを実施する際は資料や名札等で参加事業者が特定されないよう配慮をお願いします。

② 審査項目・選定基準

別表評価基準表のとおり

③ 審査結果発送予定日

令和7年3月11日（火）

※審査を受けた事業者すべてにメールにて通知するとともに、前橋市ホームページにおいて公表します。

(2) 選定審査委員会

選定に当たっては、選定審査委員会を設置し、優先交渉者を選定します。

(3) 優先交渉者の決定方法

① 総合点が最も高いものを優先交渉者として選定する。

② 最高点の者が複数の場合は、審査委員会で合議のうえ決定する。

③ 優先交渉者となることのできる最低基準を70点とし、それ以上の点数を得た提案者から優先交渉者を選定するものとする。

④ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準の70点以上の点数が得られなかった場合は、優先交渉者として選定しない。

(4) 留意事項

次に該当する場合は失格とします。

- ・資格要件を欠く場合
- ・提出書類に不足や不備、または虚偽の記載があった場合
- ・見積金額が「3 予算額」に記載の予算上限額を超えている場合
- ・提出書類等の提出期限を過ぎて提出した場合
- ・複数の企画提案書を提出した場合
- ・選定に係る不正行為があった場合

また、プレゼンテーション・ヒアリング審査及び選定審査委員会での選考については非公開とします。

10 契約

- (1) 具体的な契約内容及び金額は、令和7年度前橋市ふるさと納税支援業務仕様書の内容を履行することを前提に、前橋市との交渉により決定します。
- (2) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。
- (3) 業務により作成された成果品（写真、ポータルサイトのページ等）に関するすべての権利は前橋市に帰属します。

11 その他

- (1) この事業者選定に参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 書類提出後の企画提案書等の修正及び変更は一切認めません。
- (3) 提出された企画提案書等については、返却しません。
- (4) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属しますが、情報公開請求があった場合は、「前橋市情報公開条例」に基づき、提出書類を公開する場合があります。
- (5) 市が提供する資料は、この事業者選定に参加する目的以外の使用を禁じます。また、資料については返却願います。
- (6) 応募者及びその関係者が、審査に関して審査委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となる場合があります。

12 別添資料等

- (1) 令和7年度前橋市ふるさと納税支援業務仕様書
- (2) 評価基準表
- (3) 応募申請書
- (4) 業務実施体制申告書
- (5) 誓約書
- (6) 質問票
- (7) 辞退届

13 書類等提出・問い合わせ先

<p>〒371-8601 前橋市大手町二丁目12-1 前橋市役所 未来創造部 政策推進課 政策連携係 担当 染谷、竹之内 電話 027-898-6641 (直通) FAX 027-224-3003 e-mail furusato@city.maebashi.gunma.jp</p>
--